

川崎市土木工事試験実施要領

(目的)

第1条 この要領は、川崎市建設緑政局及び区役所道路公園センターにおいて施工する土木工事の品質管理のために行う試験について定める。

(試験の範囲)

第2条 試験をおこなう範囲は、次のとおりとする。

- 1 構造物
- 2 工事用材料
- 3 その他必要と認めるもの

(試験の種類及び内容)

第3条 試験の種類及び内容は川崎市土木工事共通仕様書、川崎市土木工事施工管理基準の他、仕様書等の設計図書によるものとする。

(監督員の指示)

第4条 監督員は設計図書に基づき受注者に必要な試験実施を指示し、報告させるものとする。

(検査員の確認)

第5条 検査員は、検査に際して必要な試験の報告を確認するものとする。

(試験の実施方法)

第6条 第4条に基づく試験は原則として財団法人、社団法人等の公益法人が運営する試験機関（「公的試験機関」という。）で行うものとする。選定にあたっては、参考資料を参照のこと。

2 公的試験機関以外で行う場合には、試験項目、試験施設及び立会い方法について、事前に監督員と協議し承諾を得た後、実施するものとする。

附則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年12月6日から施行する。

参考資料

近隣の公的試験機関

試験機関名	所在地	電話番号	コンクリート	アスファルト	鉄筋	骨材	その他
公益財団法人東京都道路整備保全公社 土木材料試験センター	東京都江東区新砂 1 丁目 9 番 15 号	03-5683-1550	○	○	○	○	○
一般財団法人 建材試験センター 工事材料試験所武蔵府中試験室	東京都府中市四谷 6-31-10	042-351-7117	○	○	○	×	×
一般財団法人 建材試験センター 工事材料試験所横浜試験室	神奈川県横浜市港北区新吉田東 8-31-8	045-547-2516	○	△	○	×	×
公益財団法人 東京都防災・建築・まちづくりセンター建築材料試験所	東京都品川区東大井 1-12-20	03-3471-2691	○	×	○	×	×
一般財団法人 日本品質保証機構 関東機械試験所 関東マテリアルテクノ試験所	東京都品川区東大井 1-8-12	03-3474-2525	○	×	○	○	○
一般社団法人 日本品質保証機構 関東機械試験所 横浜建材試験室	神奈川県横浜市港北区新羽町 174-2	045-534-0180	○	×	○	○	○
一般社団法人 日本道路建設業協会 道路試験所	東京都八王子市東浅川町 552	042-661-6529	○	○	○	○	○
一般社団法人 東京都溶接協会 東部材料試験室	東京都江東区大島 3 丁目 1 番 11 号	03-3685-5448	×	×	○	×	○
一般財団法人 日本溶接技術センター	神奈川県川崎市川崎区本町 2-11-19	044-222-4102	×	×	○	×	○
一般財団法人 日本繊維製品品質技術センター 東京総合試験センター	東京都港区芝浦 3-13-16	03-5439-8022	×	×	×	×	○

(○：実施可、△：一部実施可、×：実施不可)

※公的試験機関とは、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人又は一般社団法人等の公益法人が運営する試験機関をいう。

※試験を依頼する場合は、各種試験の受付可否について事前にホームページや電話などで確認してください。

※なお、事前に監督員と協議し承諾を得た場合には、監督員立会いの上公的試験機関以外で実施できるものとする。